

第5章 生徒支援

第1節 遅刻、無届欠席・欠課の支援に関する規程

第1条 支援方針

- (1) 本校のすべての教育活動を通して、全職員共通理解のもとに行う。
- (2) 遅刻、欠課・欠席の届出支援を強化する。
- (3) HR担任は保護者との連携を密にし、支援にあたる。
- (4) HR担任、年次会及び生徒支援部は、遅刻、無届欠席・欠課の理由等を調査し、支援方法の改善を図る。
- (5) 生徒支援部は、月単位、クラス別出席状況を公表する。

第2条 支援方法

支援は、下記の3段階の方法で行う。

- (1) 第1段階（週単位の支援）主として、HR担任が行う。
HR担任は、遅刻、無届欠席・欠課をした生徒に対して、その支援を行う。但し、通算3回以上あるいは、連続2回以上の生徒については、保護者にその旨連絡し、協力して支援を行う。
- (2) 第2段階（月単位の支援）主として、HR担任、年次会、生徒支援部が行う。
通算10回以上の遅刻、無届欠席・欠課をした生徒に対して、次の事項を行う。
 - ① 当該生徒の保護者に連絡し、家庭での支援を依頼する。
 - ② 年次会、生徒支援部は当該生徒の支援にあたる。
- (3) 第3段階（学期単位の支援）主として、HR担任、生徒支援部、教頭、校長が行う。
第2段階までの支援を受けた生徒の中で、出席状況が改善されない生徒については、保護者、HR担任、生徒支援部、教頭、校長同席で支援をする。

第3条 実施年月日

この規程は、昭和59年 4月 1日から施行する。

令和 5年 4月 1日 一部改訂

第2節 車両通学指導に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、本校における交通安全指導の徹底を図り、交通事故の防止に万全を期し、自他の生命を尊重して、校内の秩序を確保するために定める。

（通学方法）

第2条 本校生徒の通学方法は、バス（自転車は可）又は徒歩通学とし、車両通学は、原則として認めない。

（車両通学許可条件）

第3条 生徒が、通学距離、定職又はアルバイトの勤務、クラブ（部）活動、その他の事情等により、車両通学を願い出た場合、次の条件で、車両通学を許可することができる。

- (1) 車両の保険加入及び登録がなされ、かつ、保護者が車両通学に同意していること
- (2) 保護者、学校長に安全運転を誓約すること
- (3) 学校が実施する交通安全講習会を受講すること
- (4) 免許証を常時携帯すること
- (5) オートバイの場合は、排気量125cc以下であること、免許証の携帯及びヘルメットの着用をすること

(遵守事項)

第4条 車両通学者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両は登・下校のみ使用すること
- (2) 車両の貸し、借りはしないこと
- (3) 校内では徐行すること
- (4) オートバイの相乗りはしないこと
- (5) 車両通学許可願いは毎年更新すること

(車両通学者の心得)

第5条 車両通学者は次の事項を心得なければならない。

- (1) 暴走行為をしないこと
- (2) 命の大切さを認識し、交通規則を守ること
- (3) 車両通学をやめた者は1週間以内に担任に届け出ること
- (4) 交通事故及び交通違反をした場合、すみやかにHR担任及び生徒支援部に報告すること

(車両通学許可手続き)

第6条 車両通学を願い出る者は、次の書類を作成し、学級担任を通して、学校長の許可を受けなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 保護者の同意書
- (3) 車両通学許可願い

(違反者の指導)

第7条 この規程に違反した場合は、当該生徒及びその保護者同席のもとで指導する。

(補足事項)

第8条 この節に規定するもののほか、必要な事項があれば、そのつど職員会議で定める。

令和 5年 4月 1日 一部改訂

第3節 部活動に関する規程

第1条 生徒から部活動の要望があり、同好会として1年以上活動を継続した場合に部として認定し、活動を許可する。

第2条 生徒支援部の部活係は、部顧問希望調査を行い割り当てを対応し、また、部員の健康安全管理・消灯・下校帰宅指導を、顧問及び協力出来る先生方に割り振りする。

第3条 活動時間は、校時終了時より午後10時20分までとし、午後10時30分には下校帰宅させる。

第4条 未成年者は、保護者の承諾許可を得ること。

第5条 部員が教師の指導に応じない場合や、不祥事を起こした場合は、活動停止をする事もある。

第6条 性行不良な者、健康状態が悪い者、勤怠状況が著しく悪い者は原則として諸大会へ派遣しないものとする。

第7条 考査一週間前・考査期間中は、部活動禁止。但し、大会1か月前においては、部活動延長等の手続きを取り承認を得る。

附 則 平成11年 4月12日 制定
平成14年11月20日 一部追加
令和 2年 4月 1日 一部改訂

第4節 生徒の懲戒に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、沖縄県立高等学校管理規則第44条第4項の規定に基づき、生徒の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

附 則 平成17年11月18日 一部改訂

(目 的)

第2条 教育上必要があると認めるときは、懲戒を行うことができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(懲戒の決定)

第3条 懲戒は、生徒支援委員会で審議し、職員会議を経て、校長が決定する。

(生徒支援委員会)

第4条 生徒支援委員会は、教頭、生徒支援部2名、該当するホームルーム担任、年次代表3名、教務部で構成する。ただし、必要に応じて関係職員を含めることができる。委員長は教頭とし、副委員長は生徒支援部から選出する。

附 則 平成17年11月18日 一部改訂
令和 2年 4月 1日 一部改訂

(招 集)

第5条 生徒支援委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(懲戒の種類)

第6条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

1 訓 告

- (1) 訓告に至った事由の説明
- (2) 訓告の申し渡し
- (3) 誓約書提出及び個人指導を行う。

2 停 学

- (1) 停学に至った事由の説明
- (2) 停学の申し渡し
- (3) 誓約書提出及び反省日誌等の個人指導を行う。

3 退 学

- (1) 退学に至った事由の説明
- (2) 退学の申し渡し

(記 録)

第7条 生徒に懲戒を与えた時は、生徒懲戒記録簿にその事実を記載する。

附 則 この規程は、平成10年 6月30日から施行し、平成10年 4月 1日から適用する。

第5節 懲戒基準

(目的)

第1条 校外内におけるルールやマナー指導の徹底を図る

(支援方法)

第2条 懲戒基準

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
喫煙 喫煙同席 タバコ・ライター 所持(二十歳未満)	注意 奉仕活動	注意 奉仕活動	訓告	停学5日間	停学10日間	無期停学
飲酒 飲酒同席	訓告	停学5日間	停学10日間	停学15日間	5回目以降は生徒支援委員会	
道路交通違反	生徒支援委員会					
交通三悪 無免許運転 飲酒運転 スピード違反	生徒支援委員会					
万引き 窃盗	生徒支援委員会					
暴力行為	生徒支援委員会					
暴言	注意 奉仕活動	訓告	停学5日間	停学5日間	5回目以降は生徒支援委員会	
授業妨害	注意	注意	注意 奉仕活動	注意 奉仕活動	5回目以降は生徒支援委員会	
不正行為	停学5日間	2回目以降も停学5日間とする。ただし当該科目は0点とする (1回目も同じ)。				
その他 (反社会的行為) 指導拒否 薬物乱用 学習端末・携帯電話 等の不正利用等	生徒支援委員会					

※校時中、校外外出禁止(正当な理由がある場合、担任より外出許可証を発行してもらう。)

※20歳以上の飲酒・喫煙については、その都度、生徒支援部及び生徒支援委員会で判断し職員に諮る。

附 則 平成23年10月11日 制定
令和2年4月1日 一部改訂
令和5年4月1日 一部改訂
令和7年4月1日 一部改訂
令和8年4月1日 一部改訂

第6節 生徒の派遣に関する規程

(目的)

第1条 この規程は高等学校教育の一環として、教育的行事への生徒派遣に関して必要な事項と適切な運用を期するために定める。

(派遣条件)

第2条 学校代表、県代表として派遣する生徒は、次の条件を満たしたものでなければならない。

- (1) 懲戒指導を受けていない者
 - (2) 勤怠状況の良好な者
実授業日数の2分の1以上の出席している者(大会1週間前まで)
 - (3) 学習態度の良好な者
 - (4) 学校保健法に基づく諸検査を受検・受診している者
- 2 生徒派遣に関しては、職員会の審議を経て校長が決定する。

附 則 平成19年 7月11日 一部改訂

(経費)

第3条 生徒派遣に必要な経費は、本校生徒派遣費等から支出する。生徒派遣費等は次のとおりとする。

- (1) 生徒派遣費等に必要な資金は、本校生徒が拠出する生徒派遣費、県高体連、県高文連等の補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- (2) 生徒派遣費は、学校取扱金検討委員会を経て、生徒一人当たりの納入額を決定する。ただし、予算に不足が生じた場合は、臨時に追加納入する。

(県内派遣)

第4条 県内への生徒派遣については、次のとおりとする。

- (1) 高体連、高文連、その他本校が加盟する諸連盟又は教育的文化的諸機関が主催する大会で教育上必要と認められる場合に行う。
- (2) 派遣人員は、文化系大会の場合には大会出場最小限の人員、体育系大会の場合は登録人員以内 または登録人員にマネージャー(1人)を加えた数とする。
- (3) 県内大会へ生徒を派遣する場合の登録料及び大会参加料は、本校生徒派遣費から支払う。また、必要に応じて交通費500円(1日当たり)、ユニホーム補助限度額として4,000円以内(年1回)を本校生徒派遣費等から支払う。
- (4) 県内離島への派遣については県外派遣に準ずる。

(県外派遣)

第5条 県外への生徒派遣については、次のとおりとする。

- (1) 高体連、高文連、その他本校が加盟する諸連盟又は教育的文化的諸機関が主催する大会で教育上必要と認められる場合に行う。
- (2) 派遣人員は、文化系大会の場合には大会出場最小限の人員、体育系大会の場合は登録人員以内または登録人員にマネージャー(1人)を加えた数とする。ただし、大会実施要項の派遣規程に準ずる。
- (3) 県外大会へ生徒を派遣する場合の登録料及び大会参加料は、本校生徒派遣費等から支払う。
- (4) 派遣の期間は、大会参加に支障をきたさない最短期間とする。
- (5) 生徒派遣に必要な経費は、本校生徒派遣費等から支出する。ただし、一人当たりの派遣に要する総費用額の10分の3に相当する額は、派遣生徒の負担とする。なお、2大会以上に派遣される場合の派遣生徒の負担額は、その大会ごとの総費用額の100分の15に相当する額とする。また、生活保護家庭の生徒については、総費用額の全額を補助する。

- (6) 費用の算定は次のとおりとする。ただし、大会規程の定めのないものについては、職員会議で決める。
- ア 高体連・高文連の輸送計画による交通費、宿泊費は基準通りに算定し、その他の場合には最も経済的な通常の経路及び方法により算定する。
 - イ 大会地での交通費（公共交通機関）
 - ウ 宿泊に含まれない食事（一人1回1,000円）
 - エ 用具輸送費（個人で運搬可能な物品を除く）
- (7) 引率教諭又は関係職員は、生徒派遣計画書並びに予算執行伺い書作成について、生徒派遣費等が保護者等の拠出によるものであることに鑑み、適正かつ合理的な運用に努めなければならない。

（予算請求及び決算）

第6条 派遣費の予算請求及び決算については次のとおりとする。

- (1) 派遣費を請求するときは、県内の場合はPTA会計へ提出。県外、離島の場合はPTA事務を通して教頭へ提出。
- (2) 県外派遣及び離島派遣については概算にて支出し、帰校後10日以内に精算する。
- (3) 生徒派遣費の決算は、PTA監事の監査を経て、PTA評議員会及びPTA総会にて報告する。

附 則	平成13年	9月27日	一部改訂
	平成14年	11月20日	一部改訂
	平成19年	4月1日	一部改訂・削除
	平成28年	4月1日	一部改訂・削除
	令和7年	4月1日	一部改訂・削除
	令和8年	4月1日	一部改訂・削除